

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響によりタクシー事業者が飲食店などの商品配送を行うことを国が特例的に認めたことを契機に、公共交通を確保維持しつつ、経済を活性化することを目的とし、飲食店のデリバリーサービスを実施しているタクシー事業者に対して、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 デリバリーサービスとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号に基づく特例許可を受けたタクシー事業者が、飲食店等と契約等を締結し、その契約等に基づき市域内で飲料・食料等を運送することをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、デリバリーサービスを実施しようとする、市内に営業所を有する（個人事業主においては住所をおく）タクシー事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象)

第4条 この要綱による補助の対象は、この要綱の施行日から令和2年9月30日までに行われたデリバリーサービスに係る車両10台以内の準備経費及び配達料（以下「対象経費」という。）とする。

2 補助金交付の対象には消費税及び地方消費税やその他租税公課相当額は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるものとする。

- (1) 準備経費に係る補助金の額は、車両1台当たり10,000円を上限とする。ただし、1事業者当たり100,000円、1回限りを上限とする。
- (2) 配達料に係る補助金の額は、1回の配達につき、250円とする。ただし、法人タクシー事業者は1,100,000円、個人タクシー事業者は110,000円を上限とする。
- (3) 前2号については、事業者が任意に設定する配達料から、50円以上値引いた配達料でデリバリーサービスを実施するものに限る。ただし、事業者が任意に設定する配達料が50円未満の場合はこの限りではない。
- (4) デリバリーサービスについて、国、県、その他の団体からの補助等を受ける場合は、対象経費からその補助等の額を差し引くものとする。

(事業実施期間)

第6条 交付決定日から、少なくとも1か月以上の期間デリバリーサービスを実施すること。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる資料を定められた期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助金交付の対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 補助金交付の対象車両の道路運送法第78条第3号に基づく有償運送特例許可書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、この要綱の施行日から令和2年8月21日までとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定内容(交付条件を付したときは、その決定内容及び条件)を新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは新潟市デリバリーサービス補助金不交付決定通知書(第2号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(決定の変更等)

第9条 申請者は、規則第10条第1項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金変更交付申請書(第3号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 第8条第2項又は前条第3項の規定により補助金の交付を決定された申請者(以下「交付決定事業者」という。)は、毎月及び事業終了後速やかに次の各号に掲げる資料を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 準備経費に係る領収書又はこれに代わるものの写し
- (3) 配達料に係る領収書又はこれに代わるものの写し
- (4) 補助金交付先(振込先)情報が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる資料は、事業実施月の翌月第2週金曜日までに提出すること。

(交付確定)

第11条 市長は、前条に定める実績報告書等を受領し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付の時期)

第12条 補助金の交付は、月毎及び事業終了後とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 前項の規定は、新潟市デリバリーサービス補助事業 補助金確定通知書（第6号様式）が通知された後においても適用されるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定を取り消した場合は、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定事業者に対し、新潟市デリバリーサービス補助事業 補助金返還命令書（第8号様式）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和3年3月31日までとする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
法人名
（個人の場合は法人名省略）
代表者名 ⑩
電話番号 （ ）

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付申請書

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業における補助金の交付を受けたいので、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
- 2 補助事業の内容 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業補助金交付要綱に基づき、飲食店等から運送の委託を受けた飲料・食料等を運送する
- 3 配達料設定額 事業者が任意に設定する配達料 円
→ 50円以上値引いた配達料 円

4 補助対象経費及び交付申請額

（1）準備経費

①実施車両台数 10台まで	×	②単価 10,000円まで	=	③対象経費 消費税等除く	-	④国，県，その他の 団体からの補助額	⇒	⑤交付申請額 ※100,000円まで
台		円		円		円		円

※準備経費の交付申請額は、100,000円が上限です。

（2）配達料

①実施車両台数 10台まで	×	②運行回数 (予定)	×	③配達料 市補助額	×	④実施日数 最大91日まで	=	⑤対象経費
台		回/日・台		250 円/回・台		日		円
⑥国，県，その他の 団体からの補助額	=	⑦交付申請額 ※法人1,100,000円，個人110,000円まで						
円		円						

※配達料の交付申請額は、法人1,100,000円，個人110,000円が上限です。

第1号様式（第二面）（第7条関係）

5 補助事業の期間

着手（予定）年月日	年	月	日
完了（予定）年月日	年	月	日

6 情報の公表の内容、方法及び時期

--

7 添付書類

- (1) 補助金交付の対象車両の自動車検査証の写し
- (2) 補助金交付の対象車両の道路運送法第78条第3号に基づく有償運送許可書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

＜ 補助対象要件に関する確認事項 ＞（各項目の該当する□に✓印を記入してください。）

確 認 項 目	確 認 欄	
申請者は暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	はい ☐	いいえ ☐
市税に未納はありません。また、市長が必要があると認めた場合は、別途必要な書類を提出します。	はい ☐	いいえ ☐
要綱第2条の規定により、飲食店等と契約等を締結し、その契約等に基づき市域内で飲料・食料等を運送します。	はい ☐	いいえ ☐
デリバリーサービスについて、国、県、その他の団体から補助等を受けていません。補助等を受ける場合は、要綱第5条第4号の規定により、対象経費からその補助等の額を差し引いています。また、当初交付申請後に補助等を受けることとなる場合は、要綱第9条の規定に基づき、変更交付申請時に、対象経費からその補助等の額を差し引きます。	はい ☐	いいえ ☐
要綱第6条の規定により、交付決定日から1か月以上の期間デリバリーサービスを実施します。	はい ☐	いいえ ☐
要綱第9条の規定により、交付決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出します。(第3号様式)	はい ☐	いいえ ☐
要綱第10条の規定により、事業実施月の翌月第2週金曜日までに実績報告書を提出します。(第5号様式)	はい ☐	いいえ ☐
要綱第14条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	はい ☐	いいえ ☐
市長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。	はい ☐	いいえ ☐

(注) 確認欄の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため、交付決定できません。

様

新 潟 市 長

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助事業について，新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱第 8 条の規定により，下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業の名称 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業

2 交付決定額（不交付の理由）

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は，あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は，当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し，又は廃止する場合は，市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は，速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 事業実施月の翌月第 2 週金曜日までに実績報告書（第 5 号様式）を提出すること。
- 6 食中毒等が発生しないよう，保温保冷等の対策を十分に講じること。
- 7 新潟市補助金等交付規則及び新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱を遵守すること。

※ 補助事業の実施状況により，補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
法人名
（個人の場合は法人名省略）
代表者名
電話番号 （ ）

印

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金（変更・取消）交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で通知のあった新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金の交付決定の内容を、次のとおり（変更・取消）したいので、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額								変更交付申請額							
¥	百	拾	万	千	百	拾	円	¥	百	拾	万	千	百	拾	円

2 変更配達料設定額 事業者が任意に設定する配達料 円
→ 50円以上値引いた配達料 円

3 変更補助対象経費及び変更交付申請額

（1）準備経費

①実施車両台数 10台まで	×	②単価 10,000円まで	=	③対象経費 消費税等除く	-	④国、県、その他の 団体からの補助額	⇒	⑤交付申請額 ※100,000円まで
台		円		円		円		円

※準備経費の交付申請額は、100,000円が上限です。

（2）配達料

①実施車両台数 10台まで	×	②運行回数 (予定)	×	③配達料 市補助額	×	④実施日数 最大91日まで	=	⑤対象経費
台		回/日・台		250 円/回・台		日		円
⑥国、県、その他の 団体からの補助額	=	⑦交付申請額 ※法人1,100,000円、個人110,000円まで						
円		円						

※配達料の交付申請額は、法人1,100,000円、個人110,000円が上限です。

第3号様式（第二面）（第9条関係）

4 補助事業の期間

着手（予定）年月日	年	月	日
完了（予定）年月日	年	月	日

5 変更の理由

--

様

新潟市長

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業における補助金については、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱第9条第3項の規定により次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
- 2 補助金の変更交付決定額

既交付決定額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

変更交付決定額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 事業実施月の翌月第2週金曜日までに実績報告書（第5号様式）を提出すること。
- 6 食中毒等が発生しないよう、保温保冷等の対策を十分に講じること。
- 7 新潟市補助金等交付規則及び新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱を遵守すること。

※ 補助事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
法人名
（個人の場合は法人名省略）
代表者名
電話番号 （ ）

印

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
月分 補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業について、 月分が完了したので、新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業

2 月分実績額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

3 添付書類

- （1）準備経費に係る領収書又はこれに代わるものの写し
- （2）配達料に係る領収書又はこれに代わるものの写し
- （3）補助金交付先（振込先）情報が確認できる通帳等の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

4 補助金交付先（振込先）

ふりがな										
口座名義										
振込先金融機関				預金種別		口座番号				
銀行	本店	普通預金								
金庫	支店	当座預金								
農協	出張所									

第 号
令和 年 月 日

様

新 潟 市 長

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について，新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 補助金交付要綱第 1 1 条の規定により，下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
- 2 交付確定額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

- 支援事業の名称
新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
- 交付決定額
金 円
- 交付決定取消額
金 円
- 取消理由

第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長

新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業
補助金返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）
補助金については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

金 円

2 返還期限

令和 年 月 日

3 返還理由